

平成30年8月21日

青森市政記者会 様

青森市保健所生活衛生課長

残留基準値を超える農薬が検出された農産物について

市が実施した食品中の有害物質モニタリング検査事業において、市内一生産者団体が販売する「きゅうり」から食品衛生法で規定する残留基準値を超える農薬が検出されたため、販売者に対し、当該きゅうりの販売中止を指導しました。販売者は、同一の畑で生産された他の農産物についても、販売を中止しています。

なお、当該きゅうりについては、検出値から判断すると、通常の摂取では健康に影響を及ぼすおそれはありません。

1 検査結果概要

- (1) 農産物名 きゅうり（平成30年7月23日（月）収穫）
- (2) 販売者 市内一生産者団体
- (3) 生産者 市内一生産者
- (4) 収去日 平成30年7月24日（火）
- (5) 検査機関 一般社団法人青森県薬剤師会 食と水の検査センター
- (6) スクリーニング検査結果

検出農薬成分	検出値	残留基準値
エンドリン	0.01ppm	不検出

結果判明日：平成30年8月2日（木）

- (7) 精密検査結果

検出農薬成分	検出値	残留基準値
エンドリン	0.016ppm	不検出

結果判明日：平成30年8月14日（火）

※食品衛生法第11条第2項違反

※収去検査とは、食品衛生法第28条に基づき、食品の製造施設や販売施設から、必要な量の食品等が無償で採取し、その食品について、食品添加物検査、有害細菌検査、残留農薬検査などをおこない、食品衛生法の基準等に適合しているか検査することです。

※食品衛生法第11条第2項（抜粋）

規格に合わない食品若しくは添加物を製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、若しくは販売してはならない。

2 市保健所の対応

販売者に対し、平成30年8月2日、スクリーニング検査結果を伝達し、8月15日には、当該生産者のきゅうりの販売を中止し、顛末書及び改善報告書を青森市保健所に提出するよう指導しました。

3 販売者の対応

販売者は、青森市保健所からの連絡を受け、8月3日から当該生産者のきゅうりについて自主的に在庫を撤収するとともに、販売を中止し、同一の畑で生産された他の農産物についても、同様の取扱いをしています。

4 当該農産物の販売状況

- (1) 販売日 平成30年7月23日（月）
- (2) 販売状況 全量販売済み（8袋、約3～5本入り／袋）
- (3) 販売場所 市内スーパー（一店舗）

5 健康への影響

検出値から判断すると、通常の摂取では健康に影響を及ぼすおそれはありません。

※今回の検出量は、体重50kgの人が当該品を、毎日約625gを一生涯食べ続けても健康に影響が認められない量です。

【参考】

エンドリンについて

用途：殺虫剤（1975年に農薬登録は失効。1981年に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質に指定され、製造、輸入、使用が規制されています。）

過去の状況

平成26年8月、市内農産物直売所にて販売されたバレイショから残留基準値を超える農薬を検出し、販売者に対し回収を指示しています。

問合せ先

青森市保健所 生活衛生課

課長 村本 、 主査 横山

TEL：017-765-5284

FAX：017-765-5283